

チャイルドシート等利用誓約書

私は、社会福祉法人海南市社会福祉協議会から貸出しを受けたチャイルドシート又はジュニアシート（以下「チャイルドシート等」という。）について、次の事項を遵守し利用することを誓約します。

- 1 チャイルドシート等の貸出決定通知書に記載された貸出条件に従います。取扱説明書に従い、チャイルドシート等を正しく取り付けて使用します。
- 2 チャイルドシート等を取り付けた後も、使用前にチャイルドシート等が正常に機能することを点検します。
- 3 チャイルドシート等を紛失し、又は損傷等を生じさせた場合は、社会福祉法人海南市社会福祉協議会に直ちに報告しその指示を受け、これにより生じた損害を賠償します。
- 4 チャイルドシート等の使用中に、当該チャイルドシート等による損害等が生じた場合、社会福祉法人海南市社会福祉協議会に対して損害賠償請求等一切の申立てをしません。
- 5 チャイルドシート等の貸出期間が経過したとき、又は期間中に市外に転出することとなった場合は、速やかに貸出しを受けたチャイルドシート等を補修の上、取扱説明書とともに返却します。
- 6 チャイルドシート等の貸出期間中において、住所その他申請内容に変更が生じた場合は速やかに届出をします。
- 7 チャイルドシート等を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しません。

年 月 日

社会福祉法人  
海南市社会福祉協議会会長

利用者 住 所

氏 名

Ⓔ

電話番号